

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 地区ブロックの活動及び運営に関する規程

規程第5号

2009年10月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）が活動の基盤とする兵庫県内を複数の地区（以下「ブロック」という。）に区分し、そのブロックにおける活動ならびに運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(ブロック活動の趣旨)

第2条 ブロック活動は、その区域を単位として本会会員の組織化と相互交流・研鑽を進めることにより、身近な地域で活動できる場を作り、そのブロックの実情に即した独自の事業を展開し地域福祉サービスの推進と向上に寄与するものとする。

(事業)

第3条 ブロックにおける事業は、本会定款第4条に定める事業のうち、身近な地域で展開することが望ましい事業を実施する。

2 ブロック独自に行う事業の他、本会が主催する研修会等の地域開催にあつては、その運営に協力するものとする。

(ブロック区分)

第4条 ブロックは、複数の市区町を単位として、次の7ブロックとし、その区域構成は別表1のとおりとする。

- (1) 但馬
- (2) 丹波
- (3) 東播
- (4) 阪神
- (5) 神戸
- (6) 西はりま
- (7) 淡路

(所属)

第5条 ブロックに所属する会員は、前条に規定する各区域内に住所を有する本会の正会員及び準会員（以下「会員」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、会員からの申し出により、勤務地のブロックに所属すること

ができるものとする。

- 3 県外に住所を有する会員は、勤務地のブロックに所属するものとする。

(ブロック役員)

第6条 ブロックには次の役員を置く。

- (1) ブロック長 1名
 - (2) 副ブロック長 若干名
 - (2) ブロック役員 5～15名
 - (3) ブロック会計 1名
 - (4) ブロック監事 1～2名
- 2 ブロック長及び副ブロック長は、ブロック役員の中から互選により選出する。
 - 3 ブロック長、副ブロック長、ブロック会計はブロック役員とし、ブロック役員の定数に含めるものとする。
 - 4 ブロック役員は、ブロックに所属する正会員の中から選出し、ブロック総会にて承認後、本会理事会で承認を得るものとする。
 - 5 ブロック監事は、ブロックの他の役職を兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 ブロック長はブロックを代表し、ブロック内の事業・運営を統括管理する。

- 2 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長の事故あるときはこれを代行する。
- 3 ブロック役員は、ブロック独自の事業を企画・運営する。
- 4 ブロック会計は、ブロック内の事業会計を適切に執行する。
- 5 ブロック監事は、ブロック内の会計及び業務の執行を監査する。
- 6 ブロック総会でブロック推薦理事に選出された役員はブロックを代表して本会の理事に就任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、本会定款第28条に規定された理事としての任期と同一とする。

- 2 任期途中で役員に選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項各項の規定にかかわらず、ブロック役員は、任期満了または辞任後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

(ブロック協力員)

第9条 ブロックは、運営上必要があるときは、正会員または準会員の中からブロック協力員を置くことができる。

- 2 ブロック協力員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(ブロック規程)

第10条 ブロック長は、以下の各号についてブロック規程を制定する。

- (1) ブロック総会の召集ならびにこれに付議する事項
- (2) 本会事業への運営協力に関すること（役員、協力員等）
- (3) ブロック活動運営に関すること（組織、事業計画及び事業報告等）
- (4) ブロック会計に関すること（予算及び決算）
- (5) その他、ブロック活動に必要な事項に関すること

(ブロック役員会)

第11条 ブロック長は、ブロック役員会において、前項の規定を審議し、決議する。

- 2 ブロック役員会は、毎年2回以上開催する。
- 3 ブロック役員会は、ブロック長が必要と認めたとときに開催する。
- 4 ブロック役員会の議事は、出席したブロック役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 ブロック役員会は、必要があるときは、ブロック協力員の出席を求めることができる。

(ブロック総会)

第12条 ブロック総会は、事項について決議する。

- (1) ブロックの事業計画及び収支予算
- (2) ブロックの事業報告及び収支決算
- (3) ブロック理事及びブロック会計、ブロック監事の選出
- (4) その他ブロックの運営に関する重要な事項

(ブロック総会の召集及び開催)

第13条 ブロック総会は、ブロック長が招集する。

- 2 定時ブロック総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時ブロック総会は、ブロックの理事会もしくは、ブロックに所属する会員の5分の1以上の者から開催の請求があったときに開催する。
- 4 ブロックに所属する会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 5 ブロック総会の議長は、出席した会員の中から選出する。
- 6 ブロック総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 7 ブロック監事は、ブロック総会及びブロックの役員会に出席し、意見を述べることができ、監査の結果を報告する。

(会計)

第14条 ブロックの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 ブロックは必要に応じて、必要な経費を会員から徴収することができる。
- 3 ブロック会計の収支状況は、ブロック総会及び本会理事会で報告しなければならない。

(部会等の設置)

第15条 ブロック長は、ブロック役員会の決議を経て、ブロック内で行われる事業の推進について、部会等を設置することができる。

(本会理事会への報告義務)

第16条 第12条第1項第1号から第3号については、ブロック長が本会理事会に提出し承認を得るものとする。

(ブロック運営助成金)

第17条 本会は、1ブロックあたりの運営助成金として、別表2に規定するブロック運営助成金を支給する。

- 2 ブロック運営助成金は、第12条第1項第1号に規定する事業計画及び収支予算について本会理事会で承認が得られなければ、これを支出することはできない。

(改廃)

第18条 この規程を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2009年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日現在、規程に準拠していないブロックの規程は、2010年6月末までに、ブロック規程を改定し、準拠しなければならない。
- 3 この規程は、2018年3月24日から改正施行する。
- 4 この規定は、2022年6月25日から改正施行する。

別表1(第4条関係)

ブロックの区域構成

(順不同)

地区ブロック名	対象区域
但馬	豊岡市、朝来市、養父市、香美町、新温泉町
丹波	丹波市、丹波篠山市
阪神	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、

	猪名川町
神戸	神戸市全区
淡路	淡路市、洲本市、南あわじ市
東播	明石市、加古川市、高砂市、三木市、小野市、加西市、加東市、西脇市、稲美町、播磨町、多可町
西はりま	姫路市、たつの市、相生市、赤穂市、宍粟市、太子町、福崎町、市川町、上郡町、佐用町、神河町

別表 2 (第 17 条関係)

ブロック運営助成金

算定基準	1 地区 8 万円 + 前年 12 月末現在のブロックに所属する正会員数 × 300 円
------	--